

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：平成30年4月1日～平成30年9月30日)

開催日時及び場所	平成30年11月22日(木) 午前10時00分から 松山市教育研修センター 2階 小研修室	
出席委員の氏名及び職業	中村 悦大(愛知学院大学 総合政策学部准教授) 成川 献次(成川社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士) 織田 剛(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 日野 智仁(税理士法人烏谷税務研究センター 日野事務所 税理士) 丹下 美輪(聖カタリナ大学 人間健康福祉学部教授)	
抽出案件	総件数5件	
一般競争入札	2件	(備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。織田委員が案件抽出。
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。	

意見・質問	回答
<p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>和気4号舗装復旧工事（18-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札で業者が入札を辞退している理由はなんですか。 ・入札額に金額の差が少ないのはなぜですか。 ・失格業者が多い理由はなんですか。 ・適正な賃金が支払われているか確認できないのでしょうか。 <p>（仮称）かきつばた倉庫棟新築主体その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4者失格のうち、低入札失格判定基準による失格が1者ですが、これは必要な書類を提出されなかったということなのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の入札参加資格申請をした後、業者が採算性や手持ち工事との関係、配置技術者の状況などを再度検討した結果、入札を辞退したものと想定されます。 ・舗装工事は設計書の項目が少なく、同種工事の情報公開請求により単価等を把握することで、積算が比較的容易にできるため、落札したい業者が多い場合は、最低制限価格付近での僅差の入札となります。 ・最低制限価格付近を狙って入札したことや当日の変動係数の影響などにより失格となったものだと考えられます。 ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況は確認していますが、賃金の支払いの確認については、市に権限がありません。 なお、国や県には、建設業法の第31条で営業所に立ち入りし、帳簿等を検査する権限があります。 ・調査基準価格を下回った場合に、入札時に提出される工事費内訳書を確認して、適正工事が困難と思われる率で設定した失格判定基準を上回る場合に調査を行うこととしており、この1者は失格判定基準を下

・低入札調査辞退も失格になるのですか。

・調査の時に資料が提出されて、基準を満たしていたら失格という扱いにならない可能性もあるのですか。

・こんなに失格が多いのであれば、企業局独自で予定価格や調査基準価格を下げることはできないのですか。

・工事成績評定点で、例えば50点以下は完成とはみなされないといった基準はあるのですか。

・例えば、50点の工事が1度あると、ほかの工事成績が良くて2か年平均が65点以上になっても入札に参加できないということはあるのですか。

【指名競争入札】

山西町浸水対策工事（18-1）

・業者の選定理由で、履行場所の近隣とありますが、今回の履行場所である山西町や山西町に隣接する地区から選んだということでしょうか。

回る項目があったのでその時点で失格としたものです。

・低入札調査辞退は、低入札調査を資料提出することなく辞退されたもので、基本的には調査基準価格を下回っておりますので失格となります。

・資料を提出していただいて、詳細調査の結果適正な工事が可能と判断した場合は失格ではなく落札となります。

・全くできないということはありませんが、現在は規則等によって市長部局と同様の基準で実施しています。

・完成とはみなされない工事があった場合は検査時に手直しをさせて引き取りますが、適正な工事ができていなかったということで低い評定点となりますので、評定点は低くても工事の品質は確保しています。

・公告日から起算して過去2か月の間に50点以上60点未満の工事成績評定点の通知を受けた業者は入札に参加できないなどの制限を設けて、公告文に明記しています。

・市内を番町地区や八坂地区、清水地区といった形で地区を分けています。まず、施工場所の地区を選定した後、競争性を高める上で業者数が足りない場合は、近隣の地区から業者を選定しています。

・変動係数はどれくらいの幅があるのでしょうか。また、マイナスもありますでしょうか。

改良30 移設13号中単-18517 汚水雨水管工事に伴う配水管移設工事

・競争性を高めるためという場合、毎回基準の倍くらい指名されているイメージですが、今回8者というのはどのような理由ですか。

・近隣地区ということですが、結構幅広い地域となっているのは何か基準があるのですか。それともある程度幅を広げたけれどもこの8者しかいなかったということですか。

【随意契約】

南クリーンセンター焼却炉耐火物補修その他工事

・予定価格を上回った場合は、見積書を何度も提出させているのでしょうか。

・プラントを建設した業者以外の業者では難しいのでしょうか。

・今回の設備は、どのくらいの期間で修繕していますか。

・変動係数は0.00001から0.001の100通りで最大で0.1%の掛け率となります。変動係数にマイナスはありません。

・今回の工事では施工場所の近隣で入札条件を満たしている業者を選定しました。この同時期にAランクの業者しか参加できない高額の水道施設工事の発注があったため、入札参加機会の公平性から、道後地区の近隣地区のBランクからDランクの業者を選定したところ8者となったものです。

・道後地区の周辺の地区まで範囲を広げて、他の入札案件との重複を考慮し、Bランク以下の業者を選定した結果8者となりました。

・随意契約の場合は、予定価格を事前公表していないため、見積書の価格が予定価格を上回っている場合、予定価格を下回るまで、見積書を提出してもらっています。

・プラントを建設した業者には独自の技術があります。別の業者が落札し、焼却炉が止まってしまうと市民生活に大きな影響がでてしまうため、独自の技術を持っている業者と随意契約をしています。

・今回の修繕は、南クリーンセンターの焼却炉内の耐火用コンクリートとクレーンの更新が主な工事で、焼却炉は900℃前後で

- ・新しく建設する場合、メンテナンスを含めた契約することはあるのでしょうか。

議題3 入札参加資格停止及び苦情（再苦情）申立ての状況について

- ・指名停止の数が多い理由は为什么呢。
- ・指名停止理由の不誠実な行為とはどのようなものなのでしょうか。

使用しているため、耐火用コンクリートは約3～4年で更新、クレーンはゴミの中の水分や塩素などの影響を受けるため約5～7年で更新しています。

- ・例えば、小中学校のエアコン整備についてはPFI方式を採用しており、設計、施工、メンテナンスを含めた契約をしています。
今後、このような方式での発注をする可能性はあります。

- ・独占禁止法違反によるものが9者いるため、これは、独占禁止法違反の場合は、1度に複数の業者が摘発されるため、数が多くなっています。
- ・松山市の入札参加資格停止要綱で、独占禁止法違反・贈賄・工事にかかる事故があった場合など要件ごとに停止期間を定めていますが、それらのどの要件にもあてはまらない法令違反などを不正又は不誠実な行為としています。